

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月13日
【計算期間】	第11特定期間(自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日)
【ファンド名】	ピクテ・NSPB・エマージング・ソブリン・ファンド(3ヵ月分配型)
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡崎 義晴
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	佐藤 直紀
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【電話番号】	03-3212-3411
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- a ファンドは、主としてドル建てのソブリン債券および準ソブリン債券に投資し、利子等収益の確保と売買益の獲得を旨とします。
信託金の限度額は5,000億円です。

b 商品分類等

ファンドの商品分類[※]は、追加型投信／海外／債券です。

※社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド ・オブ・ ファンズ	あり なし

<ファンドが該当する商品分類の定義>

商品分類	定義
単位型・追加型	追加型投信
投資対象地域	海外
投資対象資産 (収益の源泉)	債券

<ファンドが該当する属性区分の定義>

属性区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券))
決算頻度	年4回
投資対象地域	エマージング

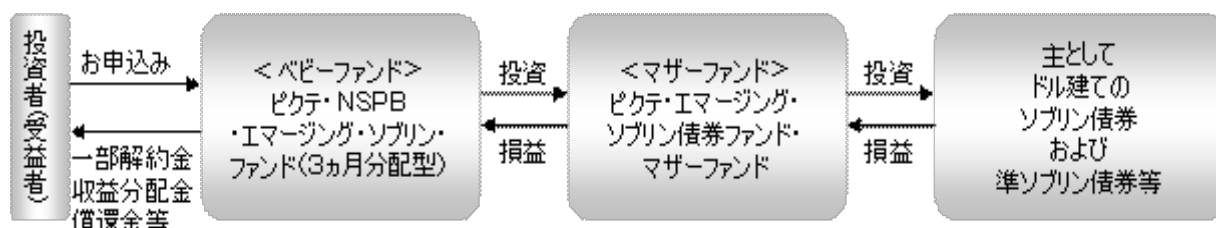
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、マザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

c ファンドの特色

ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式[※]で運用を行います。（下記図をご参照ください。）



※ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド（ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

＜運用の特色＞

マザーファンドの債券等の運用は、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドが行います。

運用・調査能力を最大限に活用

－ 投資にあたっては、各運用チームとの緊密な連携のもとに調査・分析活動を実行します。

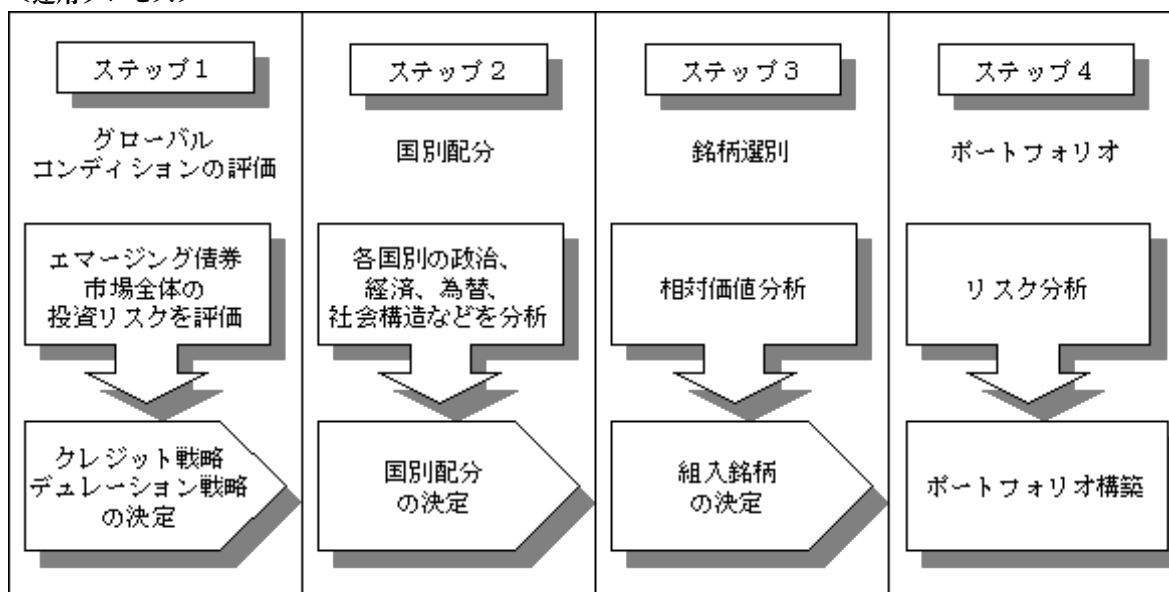
ボトム・アップの情報を活用した運用

－ 経済・金融のファンダメンタルズ、外的影響および市場要因の詳細な分析によるトップ・ダウンに加え、現地訪問調査活動を中心としたボトム・アップの情報を活用することで市場を的確に判断し、ポートフォリオを構築します。

独自の分析モデルを活用

－ 長年の投資経験に基づき、独自の分析モデルを開発・活用することで規律ある客観的分析を通じて、資産配分戦略を決定します。

＜運用プロセス＞



ステップ1

エマージング債券市場の外部環境を評価し、ポートフォリオのクレジット・リスク戦略とデュレーション戦略を決定します。

ステップ2

各国別のファンダメンタルズを分析、国別配分を決定します。

ステップ3

相対価値分析を行い、組入銘柄を選別します。

ステップ4

リスクなどを勘案し、ポートフォリオを最終的に構築します。

<参考指数>

J Pモルガン EMB I グローバル・ディバーシファイド指数(円換算)を参考指数とします。

<マザーファンドの主な投資対象国※>



※ J Pモルガン EMB I グローバル・ディバーシファイド指数構成国(平成21年1月末日現在)

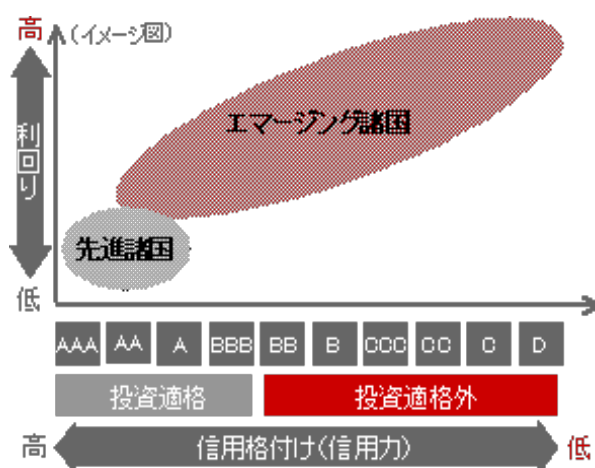
<リスク低減手法>

- ・各国の債券に幅広く分散投資することにより、高い利回りの確保と信用リスクの低減を目指します。
- ・市場動向を勘案し、AAA格付の米国国債を効果的に取り入れて運用を行うことがあります。

○ エマージング・ソブリン債券について

- ・エマージング諸国では、先進諸国より魅力的な利回りのソブリン債券が多く発行されています。
- ・様々な格付のソブリン債券が混在するため、割安な銘柄の発掘機会が多い市場です。
- ・格付・利回り・価格の動きが様々な債券が存在し、投資の分散効果が期待できます。

<信用格付と利回りの関係>



※上図は、あくまでエマージング債券市場の特徴についてご理解いただくための、信用格付と利回りの関係のイメージ図です。実際の債券の利回りは様々な要因の影響を受け変動します。

<エマージング諸国の先進諸国との比較>

(イメージ図)	先進諸国	エマージング諸国
債券の利回り	低	高
経済の成長性	低～中	高
債券の信用度	高	低～中
経済の安定度	中～高	低～中

※上図は、あくまでエマージング債券市場の特徴についてご理解いただくための、イメージ図です。実際の先進諸国、エマージング諸国の状況とは異なる場合があります。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a 基本方針

ファンドは、主としてドル建てのソブリン債券および準ソブリン債券に投資し、利子等収益の確保と売買益の獲得を目指します。

b 投資態度

- ① ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてエマージング各国のドル建てソブリン債券および準ソブリン債券に投資し、利子等収益の確保と売買益の獲得を目指します。
- ② 債券の実質組入比率については、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質的な外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの投資態度>

- ① 主としてエマージング・カントリーのドル建てソブリン債券および準ソブリン債券に投資し、利子等収益の確保と売買益の獲得を目指します。
- ② 流動性の確保と安定性に配慮するため、米国国債などに投資する場合があります。
- ③ 投資にあたっては、地域別および国別、銘柄別に分散を図ります。
- ④ 債券の組入比率については、原則として高位を保ちます。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限りします。）

ハ. 金銭債権（イ、ロおよびニに掲げるものに該当する場合を除きます。以下同じ。）

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）と類似の取引に係る権利

ロ. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてピクテ投信投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドであるピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換ならびに新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りします。）の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）

13. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 18. 外国の者に対する権利で17.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、8.ならびに13.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および8.ならびに13.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9.の証券および10.の証券のものを以下「投資信託証券」といいます。

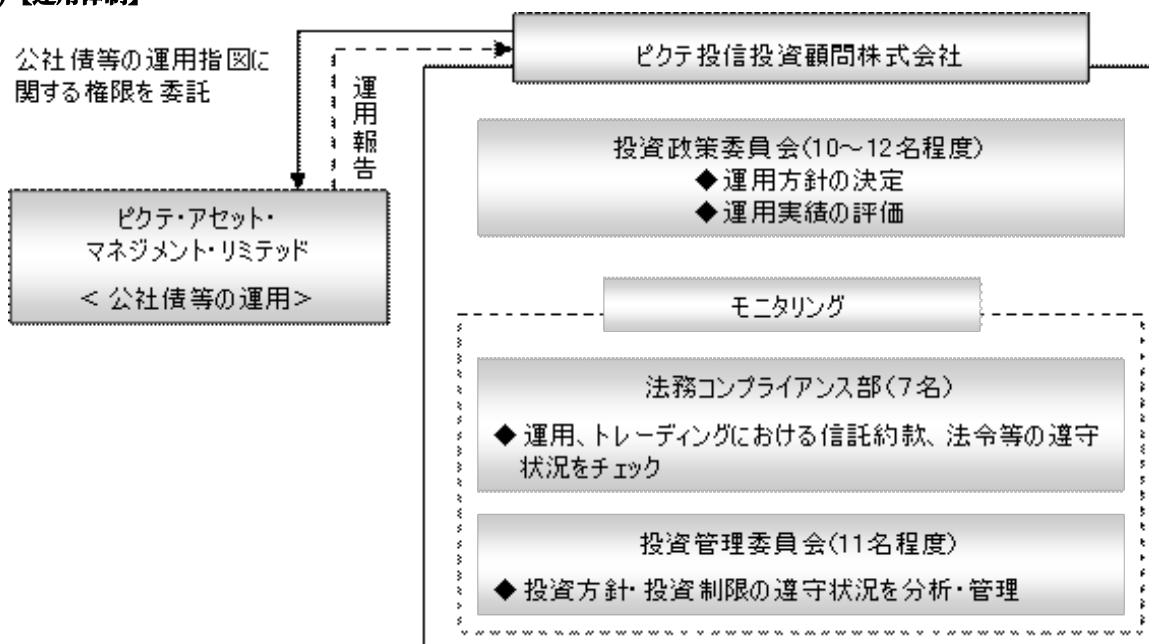
③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

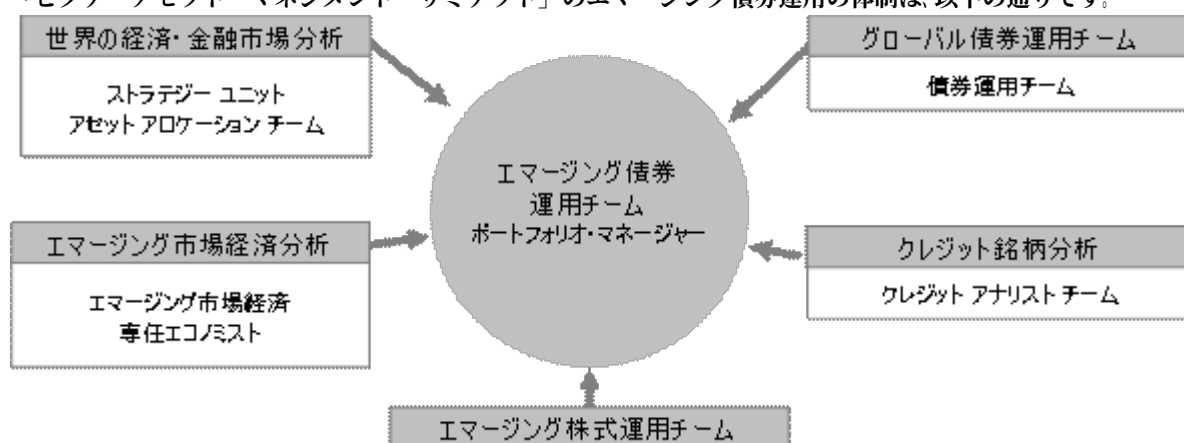
④ その他

1. 委託会社は、わが国の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
2. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
5. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
6. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
7. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
8. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。信託財産の一部解約等の事由により、借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
9. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額)との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
10. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(3) 【運用体制】

- ・マザーファンドの運用にあたっては、公社債等の運用指図の権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド」へ委託します。
- ・投資政策委員会(10～12名程度)にて、投資政策の基本方針が決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(7名)において、運用、トレーディングにおける信託約款、法令諸規則等およびインターナル・ガイドラインの遵守状況がチェックされ、また、委託会社の内部統制状況全般の検証・評価を行い、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。また、投資管理委員会(11名程度)にて、投資方針・投資制限の遵守状況が分析・管理され、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などの他、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・運用の委託先に対しては、適宜運用状況の報告を求め、また法務コンプライアンス部において、運用のガイドラインに基づいた運用がなされているかを確認します。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

「ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド」のエマージング債券運用の体制は、以下の通りです。



※運用体制は、平成21年1月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

1. 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。
 - ① 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含めます。)等の範囲内とします。
 - ② 分配金額は、経費控除後の利子等収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

2. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

① 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「利子等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

② 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

4. ファンドの決算日

毎年3月、6月、9月、12月の15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

5. 収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に帰属します。ファンドの収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

1. 株式への実質投資割合(信託約款「運用の基本方針」)

転換社債を転換ならびに新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

2. 投資する株式の範囲(信託約款第20条)

委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

3. 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合(信託約款第18条第5項)

信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

4. 同一銘柄の株式への実質投資割合(信託約款第21条)

取得時において、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

5. 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合(信託約款第22条)

信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

6. 外貨建資産への投資制限(信託約款「運用の基本方針」)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

7. デリバティブの利用(信託約款「運用の基本方針」)

ヘッジ目的に限定しません。

8. 信用取引の指図範囲(信託約款第23条第2項)

信用取引による株券の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

9. スワップ取引(信託約款第25条第2項)

スワップ取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

10. 金利先渡取引および為替先渡取引(信託約款第26条第2項)

金利先渡取引および為替先渡取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

11. 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第27条第1項)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

12. 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第28条第2項)

信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

13. 公社債の借入れ(信託約款第29条第2項)

借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

14. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第30条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15. 資金の借入れ(信託約款第38条第1項、第2項、第3項)

- ① 委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

16. 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

17. デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドの投資にあたりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。

a 公社債投資リスク(金利変動リスク、信用リスク)

ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。

信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。

b エマージング・カントリー債券への投資に伴うリスク

- ・ エマージング・カントリー債券は格付がより上位の債券に比べて通常高い利回りを提供する一方、債券価格がより大きく変動することがあります。
- ・ 政治・経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、債券価格が大きく変動する可能性があります。
- ・ 一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度(証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等)やインフラストラクチャーが未発達であると考えられ、債券の発行体等に対する投資者の権利保全措置や投資者の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、元利金支払の不履行および遅延が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれます。
- ・ 発行国の信用力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付の変更や、特定の債券の信用度に関する市場の考え方が変わることによって、債券価格が大きく変動することがあります。
- ・ 発行体の情報開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。
- ・ 市況動向や取引量等の状況によっては、保有債券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。

c 為替変動リスク

ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

d カントリー・リスク

外国証券へ投資する場合には、投資対象国の政治・経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

e 有価証券先物取引等に伴うリスク

ファンドは有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

f 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

g 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

h 資産規模に関するリスク

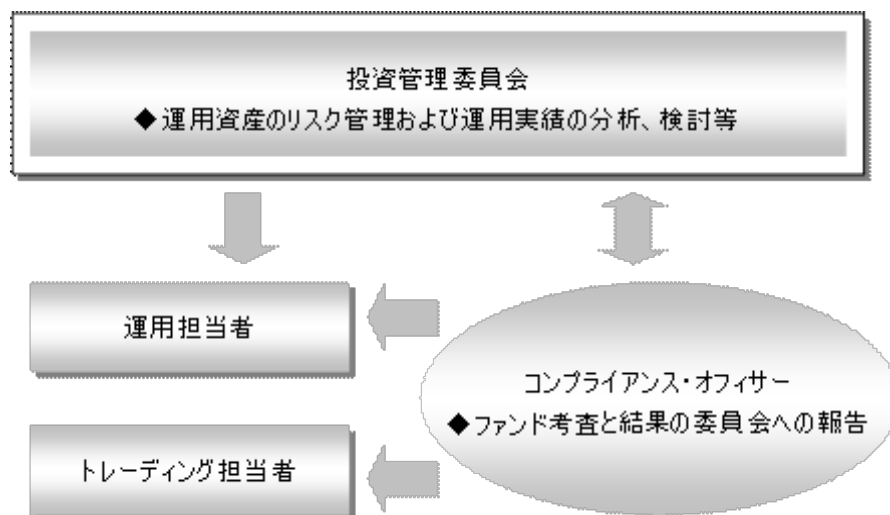
ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

i その他の留意点

- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件5億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・ファンドはロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日にはお申込みおよび解約請求はできません。
なお、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、委託会社の判断で取得申込みおよび解約請求の受付けを中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付けを取消すことがあります。
- ・ファンドは受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。
- ・ファンドは、3ヵ月毎の決算時に原則として収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1口＝1円)を下回っていても、分配が行われる場合があります。

受益権の取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスクを認識することが求められます。

(2) リスク管理体制



コンプライアンス・オフィサー

日次でトレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。毎週、運用状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。

投資管理委員会

月次で委員会を開催してレビューを行います。コンプライアンス・オフィサーおよび担当者から、運用状況および運用資産のリスク状況ならびに運用実績等が報告され、また信託約款、法令等の遵守状況等が報告されます。問題点があれば討議し、運用担当者へ是正を求めます。

※リスク管理体制は、平成21年1月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.15%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

※上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

詳しくは、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号：03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで(半日営業日は午前9時から正午まで)) インターネット・ホームページ：<http://www.pictet.co.jp>)または販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、自動けいぞく投資契約により収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。

(2)【換金(解約)手数料】

解約時の手数料はありません。

ただし、解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

※「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平性を確保するため、投資信託を途中解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.995%(税抜1.90%)の率を乗じて得た額とし、その配分は次の通りとします。

委託会社	純資産総額に対し年率0.945%(税抜0.90%)
販売会社	純資産総額に対し年率0.945%(税抜0.90%)
受託会社	純資産総額に対し年率0.105%(税抜0.10%)

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

なお、委託会社の報酬には、マザーファンドの運用委託先に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託事務に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益証券の作成・管理事務に関する費用を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのためにを行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.05%）相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

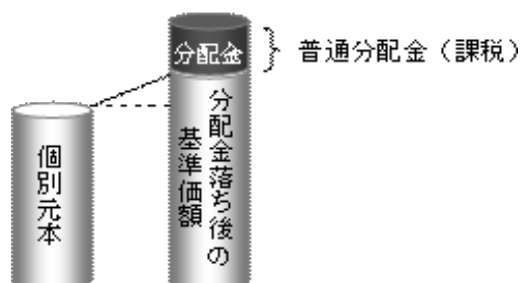
ファンドは追加型株式投資信託であり、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益（法人の受益者の場合は、個別元本超過額）が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの特別分配金は課税されません。

＜収益分配金の課税＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い（配当所得）となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

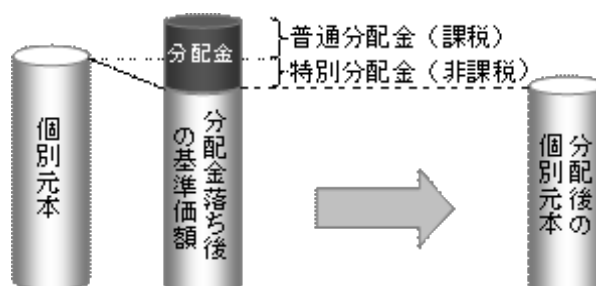
- ① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

＜イメージ図＞



- ② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- ③ なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜イメージ図＞



＜個別元本について＞

- ① 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれませ

ん。)をいいます。

- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(特別分配金については、上記の「収益分配金の課税」を参照ください。)

＜解約時および償還時の課税について＞

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

＜個人の受益者に対する課税＞

- ① 収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成22年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成23年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)となります(原則として、確定申告は不要です。)

ただし、平成22年12月31日までは1年間に受取る上場株式等の配当所得(1銘柄当たりの年間の支払金額が1万円以下のものを除きます。)の合計額が100万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%(所得税7%および地方税3%)、100万円を超える部分については20%(所得税15%および地方税5%)となります。

- ② 解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、平成22年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)となります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。)。ただし、1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を越える部分の税率は20%(所得税15%および地方税5%)となり、確定申告が必要となります。平成23年1月1日からは、金額にかかわらず20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。

＜法人の受益者に対する課税＞

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%(所得税)、平成21年4月1日からは15%(所得税)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません。)

なお、ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

※上記「課税上の取扱い」の内容は、平成21年1月末日現在の税制等に基づく内容であり、税制が改正された場合等は変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,993,486,304	100.28
現金・預金・その他資産(負債控除後)		△8,463,241	△0.28
合計(純資産総額)		2,985,023,063	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(参考)ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド

(平成21年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	----	---------	---------

国債証券	ブラジル	8,671,441,946	16.11
	トルコ	6,786,852,292	12.61
	フィリピン	4,781,681,648	8.89
	インドネシア	3,858,188,855	7.17
	コロンビア	3,493,104,965	6.49
	ベネズエラ	3,016,511,806	5.61
	パナマ	2,848,217,145	5.29
	ペルー	2,599,218,043	4.83
	ウルグアイ	2,133,694,233	3.96
	メキシコ	1,759,550,029	3.27
	マレーシア	1,687,108,119	3.14
	ロシア	1,202,778,835	2.24
	エルサルバドル	853,315,233	1.59
	アルゼンチン	839,846,936	1.56
	ウクライナ	646,708,742	1.20
	セルビア	325,066,500	0.60
	ドミニカ共和国	295,585,761	0.55
	イラク	226,561,500	0.42
	南アフリカ	78,788,776	0.15
	ベトナム	2,019,352	0.00
	小計	46,106,240,716	85.68
社債券	ルクセンブルグ	1,955,458,037	3.63
現金・預金・その他資産(負債控除後)		5,752,643,864	10.69
合計(純資産総額)		53,814,342,617	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 全銘柄明細

(平成21年1月末日現在)

銘柄名	国名	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	2,715,426,619	1.0633 2,887,340,071	1.1024 2,993,486,304	100.28
投資比率：合計						100.28

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別投資比率

(平成21年1月末日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.28
合計	100.28

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド

a 評価額上位30銘柄明細

(平成21年1月末日現在)

	銘柄名	国名	種類	利率(%) 償還日	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	11.00% FED REP.OF BRAZIL	ブラジル	国債 証券	11.0 2040/08/17	39,460,000	12,125.32 4,784,653,276	11,231.89 4,432,107,069	8.24
2	8.75% BRAZIL FED REP.OF	ブラジル	国債 証券	8.75 2025/02/04	28,850,000	11,469.38 3,308,917,543	10,417.79 3,005,535,083	5.59

3	9.5% REP OF PHILIPPINES	フィリピン	国債証券	9.5 2030/02/02	20,750,000	11,688.87 2,425,440,929	10,086.10 2,092,867,005	3.89
4	7.175% RSHB CAPTL RUSSIA	ルクセンブルグ	社債証券	7.175 2013/05/16	24,800,000	9,158.81 2,271,386,318	7,199.19 1,785,399,901	3.32
5	8.75% MALAYSIA	マレーシア	国債証券	8.75 2009/06/01	18,500,000	9,291.65 1,718,957,025	9,119.50 1,687,108,119	3.14
6	11.50% REP OF TURKEY	トルコ	国債証券	11.5 2012/01/23	16,000,000	10,681.61 1,709,058,168	10,265.29 1,642,447,296	3.05
7	7.5% UTD MEXICAN STS	メキシコ	国債証券	7.5 2033/04/08	17,500,000	10,807.00 1,891,226,598	9,216.75 1,612,932,063	3.00
8	8.5% INDONESIA REP OF	インドネシア	国債証券	8.5 2035/10/12	22,300,000	9,775.27 2,179,886,994	7,223.72 1,610,891,756	2.99
9	8.375% REPUBLIC OF PERU	ペルー	国債証券	8.375 2016/05/03	14,322,000	10,779.53 1,543,845,583	9,910.67 1,419,407,245	2.64
10	8.25% REP OF COLOMBIA	コロンビア	国債証券	8.25 2014/12/22	14,100,000	10,495.70 1,479,894,792	9,759.06 1,376,028,792	2.56
11	9.625%REPUBLIC OF PANAMA	パナマ	国債証券	9.625 2011/02/08	13,100,000	10,162.93 1,331,345,133	9,957.51 1,304,434,104	2.42
12	11.875% REP OF TURKEY	トルコ	国債証券	11.875 2030/01/15	9,950,000	13,642.76 1,357,454,958	12,808.42 1,274,438,391	2.37
13	10.625%REP OF PHILIPPINE	フィリピン	国債証券	10.625 2025/03/16	9,750,000	12,481.12 1,216,909,278	10,919.54 1,064,655,920	1.98
14	6.875% REP OF INDONESIA	インドネシア	国債証券	6.875 2018/01/17	15,000,000	8,708.73 1,306,310,625	6,811.44 1,021,716,247	1.90
15	9.875% REPUBLIC OF PERU	ペルー	国債証券	9.875 2015/02/06	9,500,000	11,480.75 1,090,671,986	10,561.61 1,003,353,572	1.86
16	8.875%REPUBLIC OF PANAMA	パナマ	国債証券	8.875 2027/09/30	9,150,000	11,684.57 1,069,138,479	9,776.08 894,511,681	1.66
17	10.00% REP OF COLOMBIA	コロンビア	国債証券	10.0 2012/01/23	8,600,000	10,592.06 910,917,465	10,079.74 866,858,328	1.61
18	11.00% REP OF TURKEY	トルコ	国債証券	11.0 2013/01/14	8,300,000	10,659.01 884,698,031	10,286.60 853,788,505	1.59
19	8.25%REP OF EL SALVADOR	エルサルバドル	国債証券	8.25 2032/04/10	11,900,000	10,202.87 1,214,142,630	7,170.71 853,315,233	1.59
20	9.25% REP OF URUGUAY	ウルグアイ	国債証券	9.25 2017/05/17	9,000,000	10,967.00 987,030,846	9,399.88 845,989,596	1.57
21	10.375% REP OF COLOMBIA	コロンビア	国債証券	10.375 2033/01/28	7,150,000	13,458.73 962,299,777	10,725.58 766,879,155	1.43
22	7.5% RUSSIAN FEDERATION	ロシア	国債証券	7.5 2030/03/31	8,673,000	10,319.74 895,031,223	8,445.19 732,451,489	1.36
23	8.28% ARGENTINA REP OF	アルゼンチン	国債証券	8.28 2033/12/31	23,082,029	7,223.69 1,667,375,993	3,156.10 728,491,959	1.35
24	13.625% REP OF VENEZUELA	ベネズエラ	国債証券	13.625 2018/08/15	11,850,000	10,679.55 1,265,527,137	6,070.50 719,354,836	1.34
25	7.5% REP OF INDONESIA	インドネシア	国債証券	7.5 2016/01/15	8,500,000	9,536.53 810,605,704	7,617.39 647,478,290	1.20
26	6.875% REP OF TURKEY	トルコ	国債証券	6.875 2036/03/17	8,500,000	8,162.39 693,803,400	7,361.99 625,769,579	1.16
27	9.25% REP OF VENEZUELA	ベネズエラ	国債証券	9.25 2027/09/15	13,700,000	7,840.10 1,074,094,042	4,539.55 621,919,466	1.16
28	7.5% REPUBLIC OF URUGUAY	ウルグアイ	国債証券	7.5 2015/03/15	6,750,000	9,798.11 661,372,644	9,057.35 611,371,506	1.14
29	11.75% REP OF TURKEY	トルコ	国債証券	11.75 2010/06/15	6,000,000	10,229.74 613,784,655	9,847.27 590,836,572	1.10
30	6.7% PANAMA(REPUBLIC OF)	パナマ	国債証券	6.7 2036/01/26	7,216,000	9,385.28 677,242,364	8,093.70 584,041,976	1.09
投資比率：合計								69.30

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別の投資比率

(平成21年1月末日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	85.68
社債券	3.63
合計	89.31

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成21年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末(平成15年12月15日)	1,823	1,855	9,616	9,781
第2特定期間末(平成16年6月15日)	1,835	1,903	9,094	9,434
第3特定期間末(平成16年12月15日)	1,758	1,819	9,715	10,055
第4特定期間末(平成17年6月15日)	2,559	2,644	10,064	10,404
第5特定期間末(平成17年12月15日)	2,467	2,555	11,093	11,473
第6特定期間末(平成18年6月15日)	2,032	2,120	10,507	10,927
第7特定期間末(平成18年12月15日)	3,022	3,125	11,387	11,807
第8特定期間末(平成19年6月15日)	6,131	6,362	11,212	11,692
第9特定期間末(平成19年12月17日)	5,752	6,016	10,310	10,790
第10特定期間末(平成20年6月16日)	4,712	4,968	9,331	9,811
第11特定期間末(平成20年12月15日)	3,169	3,395	6,369	6,579
平成20年1月末日	5,505	—	9,795	—
2月末日	5,383	—	9,598	—
3月末日	5,088	—	8,960	—
4月末日	5,236	—	9,298	—
5月末日	4,678	—	9,438	—
6月末日	4,627	—	9,077	—
7月末日	4,721	—	9,324	—
8月末日	4,774	—	9,508	—
9月末日	4,246	—	8,320	—
10月末日	3,370	—	6,658	—
11月末日	3,366	—	6,750	—
12月末日	3,337	—	6,662	—
平成21年1月末日	2,985	—	6,588	—

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付純資産総額は、特定期間末の純資産総額に、特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

②【分配の推移】

期間	1万口当たりの分配金
第1特定期間 自 平成15年7月31日 至 平成15年12月15日	165円
第2特定期間 自 平成15年12月16日 至 平成16年6月15日	340円
第3特定期間 自 平成16年6月16日 至 平成16年12月15日	340円

第4特定期間	自 平成16年12月16日 至 平成17年6月15日	340円
第5特定期間	自 平成17年6月16日 至 平成17年12月15日	380円
第6特定期間	自 平成17年12月16日 至 平成18年6月15日	420円
第7特定期間	自 平成18年6月16日 至 平成18年12月15日	420円
第8特定期間	自 平成18年12月16日 至 平成19年6月15日	480円
第9特定期間	自 平成19年6月16日 至 平成19年12月17日	480円
第10特定期間	自 平成19年12月18日 至 平成20年6月16日	480円
第11特定期間	自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日	450円

③【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1特定期間	自 平成15年7月31日 至 平成15年12月15日	△2.2
第2特定期間	自 平成15年12月16日 至 平成16年6月15日	△1.9
第3特定期間	自 平成16年6月16日 至 平成16年12月15日	10.6
第4特定期間	自 平成16年12月16日 至 平成17年6月15日	7.1
第5特定期間	自 平成17年6月16日 至 平成17年12月15日	14.0
第6特定期間	自 平成17年12月16日 至 平成18年6月15日	△1.5
第7特定期間	自 平成18年6月16日 至 平成18年12月15日	12.4
第8特定期間	自 平成18年12月16日 至 平成19年6月15日	2.7
第9特定期間	自 平成19年6月16日 至 平成19年12月17日	△3.8
第10特定期間	自 平成19年12月18日 至 平成20年6月16日	△4.8
第11特定期間	自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日	△26.9

(注)収益率の計算方法：(特定期間末の基準価額(分配付)－前特定期間末の基準価額(分配落))÷前特定期間末の基準価額(分配落)×100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成15年7月31日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

<申込手続き>

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、取得申込みの受付けは行いません。
- ・取得申込みの受付けは原則として午後3時までとしますが、半日営業日の場合の受付けは午前11時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込みとします。)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。なお、販売会社との間で自動けいぞく投資契約[※]を締結していただきます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、委託会社の判断で取得申込みの受付けを中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

<申込単位>

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

ただし、自動けいぞく投資契約により収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

詳しくは、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社電話番号：03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで(半日営業日は午前9時から正午まで))インターネット・ホームページ：<http://www.pictet.co.jp>)または販売会社にてご確認ください。

自動購入サービス契約[※]を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にてお申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

<申込価額>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

<申込手数料>

- ・3.15%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。)

※上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

<払込期日、払込取扱場所>

- ・受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社の定める日までに支払うものとします。申込代金は、販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

<換金手続き(解約請求)>

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める単位をもって解約の実行を請求することができます。ただし、ロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、解約請求の受付けは行いません。
- ・解約請求の受付けは原則として午後3時までとしますが、半日営業日の場合の受付けは午前11時までとします(解約請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求とします。)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。

- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ・証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取消することがあります。

解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして下記の解約価額に準じて計算された価額とします。

＜解約価額＞

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平性を確保するため、投資信託を途中解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。

解約価額につきましては、委託会社（ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで（半日営業日は午前9時から正午まで）））または販売会社にてご確認ください。

＜解約手数料＞

解約時の手数料はありません

ただし、解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

＜解約代金のお支払い＞

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社で支払われます。

＜大口解約の制限＞

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件5億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

※ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法）による換金を受付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価[※]して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

※ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券については、計算日における基準価額で評価します。マザーファンドの主要投資対象である公社債は、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しません。）または価格情報会社の提供する価額等で評価します。また、先物取引・オプション取引については、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によって評価します。

b 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

c 基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社（ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで（半日営業日は午前9時から正午まで））インターネット・ホームページ<http://www.pictet.co.jp>）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます（略称「エマソブ」）。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成15年7月31日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(5)その他 aファンドの償還条件等」に該当する場合には、信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として3月16日から6月15日まで、6月16日から9月15日まで、9月16日から12月15日まで、12月16日から翌年3月15日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)(が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

a ファンドの償還条件等

- i) 委託会社は、信託期間終了前に受益権の総口数が、10億口を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、ファンドを償還させることができます。
- ii) 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- iii) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、ファンドは監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- iv) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社とその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

c ファンドの償還等に関する開示方法

ファンドの償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、委託会社はあらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は日本経済新聞に掲載します。

d 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款の変更について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、このファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告は日本経済新聞に掲載します。

e 運用報告書の作成

委託会社は、6ヵ月毎(毎年6月、12月の決算時)および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知られたる受益者に交付します。

f 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された運用の再委託に係る契約は、3ヵ月前の書面による通知によっていつでも終了させることができ、その終了の時期は当該月末とします。

2【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に帰属します。ファンドの収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から支払われます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成19年12月18日から平成20年6月16日まで）及び当特定期間（平成20年6月17日から平成20年12月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

ピクテ・NSPB・エマージング・ソブリン・ファンド（3ヵ月分配型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [平成20年6月16日現在]	当期 [平成20年12月15日現在]
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,859,760,164	3,292,498,432
未収入金	8,812,249	2,901,675
流動資産合計	4,868,572,413	3,295,400,107
資産合計	4,868,572,413	3,295,400,107
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	121,224,291	104,499,792
未払解約金	8,812,249	2,901,675
未払受託者報酬	1,283,838	943,305
未払委託者報酬	23,109,054	16,979,450
その他未払費用	1,226,227	927,615
流動負債合計	155,655,659	126,251,837
負債合計	155,655,659	126,251,837
純資産の部		
元本等		
元本	5,051,012,132	4,976,180,616
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△338,095,378	△1,807,032,346
（分配準備積立金）	533,645,751	419,385,476
元本等合計	4,712,916,754	3,169,148,270
純資産合計	4,712,916,754	3,169,148,270
負債純資産合計	4,868,572,413	3,295,400,107

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成19年12月18日 至 平成20年 6 月16日	当期 自 平成20年 6 月17日 至 平成20年12月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	△244,989,523	△1,231,891,979
営業収益合計	△244,989,523	△1,231,891,979
営業費用		
受託者報酬	2,735,879	2,193,548
委託者報酬	49,245,780	39,483,795
その他費用	1,226,227	927,615
営業費用合計	53,207,886	42,604,958
営業損失（△）	△298,197,409	△1,274,496,937
経常損失（△）	△298,197,409	△1,274,496,937
当期純損失（△）	△298,197,409	△1,274,496,937
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	47,987,015	△27,691,894
期首剰余金又は期首欠損金（△）	173,178,809	△338,095,378
剰余金増加額又は欠損金減少額	136,642,045	44,203,870
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	136,642,045	44,203,870
剰余金減少額又は欠損金増加額	46,088,900	40,123,721
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	46,088,900	40,123,721
分配金	255,642,908	226,212,074
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△338,095,378	△1,807,032,346

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成19年12月18日 至 平成20年 6月16日	当期 自 平成20年 6月17日 至 平成20年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益 証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間期首及び期末の取扱い 信託約款第41条により、平成19年12月 15日及びその翌日が休日のため、当特 定期間期首を平成19年12月18日とし、 平成20年 6月15日が休日のため、当特 定期間期末を平成20年 6月16日とし ております。このため当特定期間は 182日となっております。	特定期間期首の取扱い 信託約款第41条により、平成20年 6月 15日が休日のため、当特定期間期首を 平成20年 6月17日としております。こ のため当特定期間は182日となっており ます。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 [平成20年 6月16日現在]	当期 [平成20年12月15日現在]
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	5,579,038,865円 743,878,944円 1,271,905,677円	5,051,012,132円 363,273,217円 438,104,733円
2. 特定期間末日における受益権の総数	5,051,012,132口	4,976,180,616口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 338,095,378円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 1,807,032,346円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 平成19年12月18日 至 平成20年 6月16日	当期 自 平成20年 6月17日 至 平成20年12月15日
1. 主要投資対象である親投資信託 受益証券において、信託財産の運 用の指図に係る権限の全部又は一 部を委託するために要する費用	当該親投資信託受益証券に係る信託 財産の純資産総額のうち、当ファンド に対応する部分の額の年率0.26%相 当額	同左
2. 分配金の計算過程	(平成19年12月18日から平成20年 3月 17日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期 純損失金額分配後の配当等収益から 費用を控除した額(71,090,313円、 ファンドに帰属すべき親投資信託受 益証券の配当等収益を含む)、解約に 伴う当期純損失金額分配後の有価証 券売買等損益から費用を控除し、繰越 欠損金を補填した額(0円)、信託約款 に規定される収益調整金(97,628,272 円)及び分配準備積立金(598,805,910 円)より分配対象収益は767,524,495 円(1万口当たり1,370.37円)であり、 うち134,418,617円(1万口当たり240 円)を分配金額としております。	(平成20年 6月17日から平成20年 9月 16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期 純利益金額分配後の配当等収益から 費用を控除した額(62,538,531円、 ファンドに帰属すべき親投資信託受 益証券の配当等収益を含む)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の有価証 券売買等損益から費用を控除し、繰越 欠損金を補填した額(0円)、信託約款 に規定される収益調整金(26,235,513 円)及び分配準備積立金(510,672,343 円)より分配対象収益は599,446,387 円(1万口当たり1,182.01円)であり、 うち121,712,282円(1万口当たり240 円)を分配金額としております。

	(平成20年3月18日から平成20年6月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(80,876,180円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(57,048,227円)及び分配準備積立金(516,945,635円)より分配対象収益は654,870,042円(1万口当たり1,296.49円)であり、うち121,224,291円(1万口当たり240円)を分配金額としております。	(平成20年9月17日から平成20年12月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(54,435,422円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,607,440円)及び分配準備積立金(458,842,406円)より分配対象収益は523,885,268円(1万口当たり1,052.78円)であり、うち104,499,792円(1万口当たり210円)を分配金額としております。
--	--	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(平成20年6月16日現在)

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,859,760,164円	432,090,245円
合計	4,859,760,164円	432,090,245円

当期(平成20年12月15日現在)

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,292,498,432円	△1,017,506,805円
合計	3,292,498,432円	△1,017,506,805円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	前期 〔平成20年6月16日現在〕	当期 〔平成20年12月15日現在〕
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.9331円 (9,331円)	0.6369円 (6,369円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド ・マザーファンド	3,096,490,579	3,292,498,432	
合計		3,096,490,579	3,292,498,432	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第6 借入金明細表

該当事項はありません。

参考情報

ファンドは、「ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同受益証券です。

なお、同投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	[平成20年6月16日現在]	[平成20年12月15日現在]
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		3,178,902,778	3,076,760,249
コール・ローン		590,008,652	608,198,253
国債証券		65,811,059,941	42,998,593,164
社債券		2,997,702,078	1,766,818,780
未収入金		—	1,366,950,000
未収利息		1,715,196,027	1,375,044,430
前払費用		—	9,751,686
差入委託証拠金		1,824,205,051	2,616,742,199
流動資産合計		76,117,074,527	53,818,858,761
資産合計		76,117,074,527	53,818,858,761
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		156,717,210	—
未払解約金		46,992,958	51,879,188
流動負債合計		203,710,168	51,879,188
負債合計		203,710,168	51,879,188
純資産の部			
元本等			
元本		52,281,644,295	50,564,614,790
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		23,631,720,064	3,202,364,783
元本等合計		75,913,364,359	53,766,979,573
純資産合計		75,913,364,359	53,766,979,573
負債純資産合計		76,117,074,527	53,818,858,761

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成19年12月18日 至 平成20年6月16日	自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券・社債券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。	(1)為替予約 同左 (2)先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	[平成20年6月16日現在]	[平成20年12月15日現在]
1. 元本の推移		
期首相当日現在元本額	53,277,277,290円	52,281,644,295円
期中追加設定元本額	5,078,341,340円	4,281,649,499円
期中一部解約元本額	6,073,974,335円	5,998,679,004円
元本の内訳		
ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなしコース	29,946,961,533円	26,293,756,836円
ピクテ・NSPB・エマージング・ソブリン・ファンド(3ヵ月分配型)	3,346,942,262円	3,096,490,579円
ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド(毎月決算型)為替ヘッジコース	756,034,333円	636,086,881円
ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド(適格機関投資家専用)	18,231,706,167円	20,538,280,494円
合計	52,281,644,295円	50,564,614,790円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	52,281,644,295口	50,564,614,790口

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成20年6月16日現在)

種類	貸借対照表計上額
国債証券	65,811,059,941円
社債券	2,997,702,078円
合計	68,808,762,019円

(平成20年12月15日現在)

種類	貸借対照表計上額
国債証券	42,998,593,164円
社債券	1,766,818,780円
合計	44,765,411,944円

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区分	自 平成19年12月18日 至 平成20年 6月16日	自 平成20年 6月17日 至 平成20年12月15日
1. 取引の内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、債券先物取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	為替予約取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利金等の受取りのため行っています。債券先物取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行い、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利金等の受取りのため行っています。債券先物取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、安定的な利益の確保を図る目的で利用します。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動することによって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の管理・執行については、信託約款、法令等及び取引権限・取引限度額等を定めた社内ルールに従い、管理はコンプライアンス部門が、執行は担当者が運用部の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

債券関連

(平成20年 6月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	15,945,030,830	—	15,788,313,620	△156,717,210
合計		15,945,030,830	—	15,788,313,620	△156,717,210

(平成20年12月15日現在)

該当事項はありません。

(注)時価の算定方法

・先物取引

1. 債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	〔平成20年6月16日現在〕	〔平成20年12月15日現在〕
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.4520円 (14,520円)	1.0633円 (10,633円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価金額	備考
国債 証券	米ドル	1.33% ARGENTINA REP OF 2038/12/31	5,500,000.00	935,770.00	
		10% FED REP OF BRAZIL 2011/8/7	2,000,000.00	2,227,120.00	
		10.00% REP OF COLOMBIA 2012/1/23	8,600,000.00	9,471,008.00	
		10.375% REP OF COLOMBIA 2033/1/28	7,150,000.00	8,442,219.50	
		10.5% REP OF COLOMBIA 2010/7/9	500,000.00	542,575.00	
		10.625% REP OF PHILIPPINE 2025/3/16	9,750,000.00	10,942,620.00	
		10.75% REP OF VENEZUELA 2013/9/19	6,500,000.00	4,307,615.00	
		11.00% FED REP.OF BRAZIL 2040/8/17	38,760,000.00	46,555,023.60	
		11.00% REP OF TURKEY 2013/1/14	7,500,000.00	8,129,475.00	
		11.50% REP OF TURKEY 2012/1/23	16,000,000.00	17,411,520.00	
		11.75% REP OF TURKEY 2010/6/15	6,000,000.00	6,357,660.00	
		11.875% REP OF TURKEY 2030/1/15	9,950,000.00	13,543,840.50	
		12.25% FED REP.OF BRAZIL 2030/3/6	500,000.00	722,740.00	
		12.375% REP OF TURKEY 2009/6/15	6,000,000.00	6,151,620.00	
		12.75% RUSSIAN FEDERATIO 2028/6/24	4,000,000.00	4,465,680.00	
		12.75% FED REP.OF BRAZIL 2020/1/15	500,000.00	693,580.00	
		13.625% REP OF VENEZUELA 2018/8/15	11,850,000.00	8,571,460.50	
		5.625% UNITED MEXICAN 2017/1/15	530,000.00	506,759.50	
		5.75% REP OF VENEZUELA 2016/2/26	3,750,000.00	1,635,262.50	
		5.8% REP OF IRAQ 2028/1/15	5,500,000.00	2,251,205.00	
		6.55% REPUBLIC OF PERU 2037/3/14	937,000.00	796,215.75	
		6.58% UKRAINE GOVT 2016/11/21	10,800,000.00	4,499,388.00	
		6.7% PANAMA(REPUBLIC OF) 2036/1/26	7,216,000.00	6,038,637.44	
		6.875% INDONESIA REP OF 2017/3/9	3,000,000.00	2,382,300.00	
		6.875% REP OF INDONESIA 2018/1/17	15,000,000.00	11,658,750.00	

		6.875% REP OF TURKEY 2036/3/17	8,500,000.00	6,448,695.00	
		6.875% VIETNAM REP OF 2016/1/15	25,000.00	20,716.25	
		7.25% INDONESIA REP OF 2015/4/20	4,500,000.00	3,821,625.00	
		7.25% URUGUAY REP OF 2011/2/15	2,000,000.00	1,992,800.00	
		7.375% REP OF TURKEY 2025/2/5	5,750,000.00	4,864,730.00	
		7.5% REP OF INDONESIA 2016/1/15	8,500,000.00	7,188,620.00	
		7.5% REPUBLIC OF URUGUAY 2015/3/15	6,750,000.00	6,431,805.00	
		7.5% RUSSIAN FEDERATION 2030/3/31	8,673,000.00	7,087,575.60	
		7.5% UTD MEXICAN STS 2033/4/8	17,500,000.00	18,134,200.00	
		7.65% REP OF VENEZUELA 2025/4/21	8,250,000.00	3,607,065.00	
		7.65% UKRAINE GOVT 2013/6/11	4,250,000.00	2,098,437.50	
		7.875% REP OF URUGUAY 2033/1/15	1,641,983.00	1,260,254.79	
		8% FED REP OF BRAZIL 2018/1/15	2,450,000.00	2,584,750.00	
		8% REP OF PHILIPPINES 2016/1/15	6,000,000.00	6,046,260.00	
		8% REP OF TURKEY 2034/2/14	2,000,000.00	1,734,920.00	
		8% URUGUAY REP OF 2022/11/18	4,000,000.00	3,336,520.00	
		8.125% REP OF COLOMBIA 2024/5/21	750,000.00	747,412.50	
		8.25% REP OF COLOMBIA 2014/12/22	14,100,000.00	14,787,939.00	
		8.25% REP OF EL SALVADOR 2032/4/10	11,900,000.00	7,251,622.00	
		8.28% ARGENTINA REP OF 2033/12/31	22,595,105.37	6,381,761.56	
		8.375% REPUBLIC OF PERU 2016/5/3	13,922,000.00	14,718,756.06	
		8.375% URUGUAY REP OF 2011/9/26	400,000.00	403,404.00	
		8.375% REP OF PHILIPPINES 2009/3/12	4,000,000.00	4,050,000.00	
		8.5% INDONESIA REP OF 2035/10/12	22,300,000.00	17,366,125.00	
		8.5% REP OF VENEZUELA 2014/10/8	2,750,000.00	1,551,522.50	
		8.75% BRAZIL FED REP.OF 2025/2/4	28,850,000.00	32,298,152.00	
		8.75% MALAYSIA 2009/6/1	13,500,000.00	13,748,940.00	
		8.75% REPUBLIC OF PERU 2033/11/21	1,000,000.00	1,072,080.00	
		8.875% REP OF PHILIPPINE 2015/3/17	6,000,000.00	6,223,500.00	
		8.875% FED REP.OF BRAZIL 2024/4/15	1,500,000.00	1,696,260.00	
		8.875% REPUBLIC OF PANAMA 2027/9/30	9,150,000.00	9,235,735.50	
		9% REP OF TURKEY 2011/6/30	1,000,000.00	1,023,340.00	
		9.00% REP OF PHILIPPINES 2013/2/15	250,000.00	263,572.50	
		9.04% DOMINICAN REPUBLIC 2018/1/23	4,371,907.54	2,623,144.52	
		9.25% REP OF URUGUAY 2017/5/17	9,000,000.00	8,584,110.00	
		9.25% REP OF VENEZUELA 2027/9/15	13,700,000.00	8,052,449.00	
		9.375% REP OF VENEZUELA 2034/1/13	7,250,000.00	3,436,572.50	
		9.5% REP OF PHILIPPINES 2030/2/2	20,750,000.00	22,550,892.50	
		9.5% REP OF TURKEY 2014/1/15	5,000,000.00	5,211,050.00	
		9.625% REPUBLIC OF PANAMA 2011/2/8	13,100,000.00	13,856,132.00	
		9.75% REP OF COLOMBIA 2009/4/23	500,000.00	511,665.00	
		9.875% REPUBLIC OF PERU 2015/2/6	9,500,000.00	10,637,815.00	
		9.875% REP OF PHILIPPINES 2010/3/16	1,000,000.00	1,052,340.00	
		REP OF SERBIA 2024/11/1	5,000,000.00	2,983,350.00	
		REP OF VENEZUELA 2011/4/ 20	5,900,000.00	3,619,296.00	
		通貨小計 (邦貨換算)	527,621,995.91	471,837,958.57	
		銘柄数	70銘柄	(42,998,593,164)	
社債券	米ドル	6.299% RSHB CAPTL RUSSIA 2017/5/15	3,000,000.00	1,697,310.00	
		7.175% RSHB CAPTL RUSSIA 2013/5/16	24,800,000.00	17,690,584.00	
		通貨小計 (邦貨換算)	27,800,000.00	19,387,894.00	
		銘柄数	2銘柄	(1,766,818,780)	
合計				44,765,411,944	

		〔うち外国証券〕 銘柄数	72銘柄	〔44,765,411,944〕	
--	--	-----------------	------	------------------	--

(注)

1. 各通貨毎の小計欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入証券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券 70銘柄	96.1%	100.0%
	社債券 2銘柄	3.9%	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】**純資産額計算書**

(平成21年1月末日現在)

I 資産総額	2,993,486,304円
II 負債総額	8,463,241円
III 純資産総額(I - II)	2,985,023,063円
IV 発行済数量	4,531,046,907口
V 1万口当たり純資産額(III/IV)	6,588円

(参考)ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド

(平成21年1月末日現在)

I 資産総額	53,832,153,201円
II 負債総額	17,810,584円
III 純資産総額(I - II)	53,814,342,617円
IV 発行済数量	48,817,058,445口
V 1万口当たり純資産額(III/IV)	11,024円

第5【設定及び解約の実績】

下記特定期間の日本国内における設定総額・解約総額は次の通りです。

	設定総額(元本)	解約総額(元本)
第1特定期間	1,896,487,049	—
第2特定期間	164,725,884	42,773,952
第3特定期間	111,520,977	319,594,150
第4特定期間	898,358,287	165,395,505
第5特定期間	197,686,111	516,958,764
第6特定期間	99,892,743	389,229,921
第7特定期間	790,413,451	71,095,478
第8特定期間	2,991,420,073	176,834,978
第9特定期間	504,088,760	393,671,722
第10特定期間	743,878,944	1,271,905,677
第11特定期間	363,273,217	438,104,733

(注)設定総額には、当初募集総額を含みます。

第三部【特別情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成21年1月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：10,000株

発行済株式総数：800株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構**a 経営の意思決定機構**

定款に基づき、3名以上の取締役が株主総会において選任され、会社を運営します。議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

b 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構である投資政策委員会において、運用政策の基本方針の審議ないし決定が行われます。

投資政策委員会は、常務取締役、チーフインベストメントオフィサー、ポートフォリオマネージャーその他社長が指名する者をもって構成します。投資政策委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策委員会が随時招集されます。

また、投資方針ならびに投資制限条項との関連での妥当性等を分析、管理する機関として投資管理委員会を設置しています。投資管理委員会は、常務取締役、業務統括部長その他社長が指名する者をもって構成します。投資管理委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資管理委員会が随時招集されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。

平成21年1月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は次の通りです。(ただし、マザーファンドを除きます。)

種類※			本数	純資産総額(円)
追加型投信	国内	株式	6	27,095,841,267
	海外	株式	11	30,584,536,306
		債券	10	192,650,484,869
	内外	株式	8	1,203,719,014,485
		資産複合	8	140,489,305,576
合計			43	1,594,539,182,503

※種類は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、第22期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、旧「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号)に基づいて作成しております。

なお、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

- (2) 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表については、あらた監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の中間財務諸表については、あらた監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第22期 (平成19年 3月31日現在)			第23期 (平成20年 3月31日現在)		
資 産 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金			440			-	
預金			5,471,609			-	
現金・預金			-			10,916,637	
前払費用			22,511			48,560	
未収入金			5,295			523	
未収委託者報酬			2,133,450			2,332,200	
未収収益	※ 1		583,693			445,653	
繰延税金資産			182,602			255,860	
その他			5,140			17,016	
流動資産計			8,404,744	92.2		14,016,454	93.9
固定資産							
有形固定資産			210,948	2.3		183,058	1.2
建物付属設備	※ 2	114,023			99,297		
器具備品	※ 2	96,925			83,760		
無形固定資産			31,919	0.3		59,326	0.4
ソフトウェア	※ 3	23,860			48,992		
その他		8,059			10,334		
投資その他の資産			471,068	5.2		665,245	4.5
投資有価証券		6,033			1,105		
長期前払費用		-			17,418		
長期差入保証金		94,497			124,833		
敷金		80,080			49,424		
繰延税金資産		290,457			472,464		
固定資産計			713,937	7.8		907,631	6.1
資 産 合 計			9,118,681	100.0		14,924,085	100.0

		第22期 (平成19年 3 月31日現在)			第23期 (平成20年 3 月31日現在)		
負 債 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			218,878			198,004	
未払金			1,836,969			1,899,790	
未払手数料		1,155,180			1,239,881		
その他未払金	※ 1	681,788			659,910		
未払法人税等			2,114,981			2,701,564	
未払消費税			264,041			330,134	
賞与引当金			50,475			124,830	
役員賞与引当金			82,368			38,820	
流動負債計			4,567,712	50.1		5,293,144	35.5
固定負債							
退職給付引当金			331,237			454,641	
役員退職慰労引当金			382,525			706,495	
固定負債計			713,762	7.8		1,161,137	7.8
負 債 合 計			5,281,475	57.9		6,454,281	43.3
純 資 産 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			200,000	2.2		200,000	1.3
利益剰余金			3,637,245	39.9		8,269,800	55.4
利益準備金					40,000		
その他利益剰余金		3,637,245			8,229,800		
繰越利益剰余金		3,637,245			8,229,800		
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			△39	0.0		2	0.0
純 資 産 合 計			3,837,205	42.1		8,469,803	56.7
負 債 ・ 純 資 産 合 計			9,118,681	100.0		14,924,085	100.0

(2) 【損益計算書】

				第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		
区 分			注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
経 常 損 益 の 部	営 業 損 益 の 部	営業収益	※ 1	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		19,273,115		33,974,650			
		その他営業収益		1,681,699		1,684,678			
		営業収益計		20,954,815	100.0	35,659,329	100.0		
		営業費用							
		支払手数料	11,649,209		20,964,032				
		広告宣伝費	156,017		176,032				
		受益証券発行費	16,196		-				
		調査費	1,405,995		2,117,955				
		調査費	40,711		55,270				
		委託調査費	1,365,283		2,062,685				
		委託計算費	177,306		210,905				
		営業雑経費	316,468		414,374				
		通信費	24,612		32,951				
		印刷費	267,728		352,262				
		諸会費	8,888		16,862				
		図書費	2,101		2,174				
		諸経費	13,138		10,122				
		営業費用計	13,721,194	65.5	23,883,299	67.0			
		一般管理費							
		給料	※ 2	1,567,495		1,987,451			
		役員報酬		110,840		96,588			
		給料・手当		619,778		1,050,733			
		役員賞与		86,971		-			
		賞与		22,801		118,516			
		賞与引当金繰入		342,338		499,971			
		役員賞与引当金繰入		384,764		221,641			
		旅費交通費		70,497		94,853			
		租税公課		39,970		69,454			
		不動産賃借料		137,831		180,227			
	退職給付費用		63,302		124,291				
	役員退職慰労引当金繰入		275,504		323,969				
	固定資産減価償却費		44,993		60,912				
消耗器具備品費		39,209		18,711					
人材採用費		62,001		73,437					
修繕維持費		31,134		21,346					
諸経費		72,612		177,198					
一般管理費計		2,404,553	11.4	3,131,855	8.8				
営 業 利 益				4,829,067	23.1		8,644,173	24.2	
営 業 外 損 益 の 部	営業外収益								
	受取利息			1,751			14,775		
	受取配当金			30			—		
	その他			474			1,486		
	営業外収益計			2,255	0.0		16,261	0.0	
	営業外費用								
	支払手数料			9,174			14,402		
その他			—			347			
営業外費用計				9,174	0.0		14,749	0.0	

経 常 利 益				4,822,148	23.0		8,645,685	24.2
特 別 損 益 の 部	特別利益							
	投資有価証券売却益			13,529			644	
	特別利益計			13,529	0.1		644	0.0
	特別損失							
	固定資産除却損	※3		—			429	
	特別損失計			—			429	0.0
税引前当期純利益				4,835,677	23.1		8,645,900	24.2
法人税等		※4		2,421,016	11.6		—	—
法人税、住民税及び事業税				—	—		3,868,639	10.8
法人税等調整額				△218,626	△1.0		△255,294	△0.8
当期純利益				2,633,287	12.6		5,032,555	14.1

（３）【株主資本等変動計算書】

第22期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
		繰越利益 剰余金					
平成18年３月31日残高 (千円)	200,000	1,003,957	1,003,957	1,203,957	171	171	1,204,128
事業年度中の変動額							
当期純利益	－	2,633,287	2,633,287	2,633,287	－	－	2,633,287
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	△210	△210	△210
事業年度中の変動額合計 (千円)	－	2,633,287	2,633,287	2,633,287	△210	△210	2,633,077
平成19年３月31日残高 (千円)	200,000	3,637,245	3,637,245	3,837,245	△39	△39	3,837,205

第23期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		利益 準備金	その他の 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
平成19年 3月31日残高	200,000		3,637,245	3,637,245	3,837,245	△39	△39	3,837,205
事業年度中の変動額								
利益準備金の積立て	－	40,000	△40,000	－	－	－	－	－
剰余金の配当	－	-	△400,000	△400,000	△400,000	－	－	△400,000
当期純利益	－	－	5,032,555	5,032,555	5,032,555	－	－	5,032,555
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	41	41	41
事業年度中の変動額合計	－	40,000	4,592,555	4,632,555	4,632,555	41	41	4,632,596
平成20年 3月31日残高	200,000	40,000	8,229,800	8,269,800	8,469,800	2	2	8,469,803

重要な会計方針

区分	第22期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第23期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法に より算定）を採用しております。	（１）その他有価証券 時価のあるもの 同左

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。当該変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 当該変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (追加情報) 「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第4号）が平成17年11月29日に公表されたことに伴い、役員賞与を発生時に会計処理することとしております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を採用し、退職一時金制度について退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当会計期間末要支給額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左 (4) 退職給付引当金 同左 (5) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は3,837,205千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	-----

表示方法の変更

第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
（貸借対照表） ----- （損益計算書） -----	（貸借対照表） 「金融商品取引業に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。 （損益計算書） 「金融商品取引業に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「法人税等」として掲記されていたものは、当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
※ 1 関係会社に対する主要なものは次のとおりであります。 未収収益 193,642千円 未払金 488,883千円 ※ 2 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 14,416千円 器具備品 45,163千円 ※ 3 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 5,630千円	※ 1 ----- ※ 2 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 31,201千円 器具備品 80,221千円 ※ 3 -----

（損益計算書関係）

第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
※ 1 関係会社に対する主要なものは次のとおりであります。 その他営業収益 561,592千円 委託調査費 1,365,283千円 ※ 2 役員報酬の範囲額 取締役年額 1,000,000千円以内 監査役年額 50,000千円以内 ※ 3 -----	※ 1 ----- ※ 2 ----- ※ 3 固定資産除却損は次のとおりであります。 器具備品 429千円

※ 4 法人税等 法人税等には、法人税、住民税及び事業税が含まれて おります。	※ 4 _____
---	--------------

(株主資本等変動計算書関係)

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第21期事業年度末 株式数 (株)	第22期事業年度 増加株式数 (株)	第22期事業年度 減少株式数 (株)	第22期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	—	—	800
合計	800	—	—	800

2. 配当に関する事項

(1) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	400,000	利益剰余金	500,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第22期事業年度末 株式数 (株)	第23期事業年度 増加株式数 (株)	第23期事業年度 減少株式数 (株)	第23期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	—	—	800
合計	800	—	—	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	400,000	利益剰余金	500,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	利益剰余金	3,750,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(リース取引関係)

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

第22期（平成19年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
----	----	--------------	------------------	---------

貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,100	1,155	55
	小計	1,100	1,155	55
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託受益証券	5,000	4,878	△122
	小計	5,000	4,878	△122
合計		6,100	6,033	△67

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
114,729	13,529	—

第23期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	投資信託受益証券	100	133	33
	小計	100	133	33
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	971	△28
	小計	1,000	971	△28
合計		1,100	1,105	5

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
6,644	644	—

（デリバティブ取引関係）

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

区分	第22期 （平成19年3月31日現在）	第23期 （平成20年3月31日現在）
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	同左
2. 退職給付債務の額	331,237千円	454,641千円
退職給付引当金の額	331,237千円	454,641千円
3. 退職給付費用	63,302千円	124,291千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

区分	第22期 （平成19年3月31日）	第23期 （平成20年3月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	290,430千円	472,466千円
未払事業税否認	157,733千円	201,467千円
賞与引当金損金算入限度超過額	20,538千円	50,793千円
その他	4,358千円	3,599千円
繰延税金資産小計	473,060千円	728,327千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	—	2千円

繰延税金負債小計		—	2千円
繰延税金資産合計（純額）		473,060千円	728,325千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

区分	第22期 (平成19年3月31日)	第23期 (平成20年3月31日)
法定実効税率	40.7%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
（調整）		
交際費等永久に損金算入されない項目	4.0%	
住民税均等割等	0.8%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.5%	

（関連当事者との取引関係）

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	ピクテファンドシー	スイス, ジュネーブ	パートナーシップ制のため資本金はなし	銀行	—	兼任1名	投資運用の委託契約	運用手数料の支払 (注1)	585,410	未払金	188,295

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	ピクテアセットマネージメントリミテッド	英国, ロンドン	£ 959,789	資産運用会社	—	兼任1名	投資運用の委託契約	運用手数料の支払 (注1)	779,873	未払金	300,588
その他の関係会社	ピクテファンドシー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセンブルグ	CHF50,000,000	銀行	—	—	投資運用の受託契約	運用手数料の受取 (注1)	456,436	未収収益	112,698

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（1）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ピクテアセットマネージメントエスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産運用会社	—	—	投資運用の受託契約	運用手数料の受取 (注1)	101,411	未収収益	21,208
							投資運用の委託契約	運用手数料の支払 (注1)	1,263,820	未払金	300,475
親会社の子会社	ピクテアセットマネージメントリミテッド	英国, ロンドン	£ 959,789	資産運用会社	—	兼任1名	投資運用の受託契約	運用手数料の受取 (注1)	89,965	未収収益	41,340
							投資運用の委託契約	運用手数料の支払 (注1)	798,865	未払金	171,385

親会社 の子会社	ピクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF50,000,000	銀行	—	—	投資 運用の 受託 契約	運用 手数料 の受取 (注1)	148,662	未収 収益	5,166
-------------	-------------------------------------	-------------	---------------	----	---	---	-----------------------	--------------------------	---------	----------	-------

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

（1株当たり情報）

第22期事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日		第23期事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産額	4,796,507円04銭	1株当たり純資産額	10,587,254円20銭
1株当たり当期純利益	3,291,609円48銭	1株当たり当期純利益	6,290,694円11銭
損益計算書上当期純利益	2,633,287千円	損益計算書上当期純利益	5,032,555千円
1株当たり当期純利益の算定に 用いられた当期純利益	2,633,287千円	1株当たり当期純利益の算定に 用いられた当期純利益	5,032,555千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
資 産 の 部		
区分	注記 番号	金額
(資産の部)		千円
流動資産		
現金・預金		5,567,209
信託預金		2,998,496
未収委託者報酬		2,032,925
未収収益		447,164
繰延税金資産		203,377
その他		109,588
流動資産計		11,358,760
固定資産		
有形固定資産	※ 1	323,259
無形固定資産		71,077
投資その他の資産		
繰延税金資産		495,617
その他		288,605
固定資産計		1,178,560
資産合計		12,537,320

		第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
負 債 の 部		
区分	注記 番号	金額
(負債の部)		千円
流動負債		
未払金		1,811,198
未払法人税等		1,514,294
賞与引当金		213,789
役員賞与引当金		77,162
その他	※ 2	71,967
流動負債計		3,688,412
固定負債		
退職給付引当金		498,819
役員退職慰労引当金		719,212
固定負債計		1,218,031
負債合計		4,906,444
純資産の部		
区分	注記 番号	金額
(純資産の部)		千円
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		50,000
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金		7,380,876
利益剰余金合計		7,430,876
株主資本合計		7,630,876
純資産合計		7,630,876
負債・純資産合計		12,537,320

(2) 中間損益計算書

		第24期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日
区分	注記 番号	金額
		千円
営業収益		
委託者報酬		14,829,453
その他営業収益		569,807
営業収益計		15,399,260
営業費用及び一般管理費	※ 1	11,686,409
営業利益		3,712,850
営業外収益	※ 2	12,053
営業外費用	※ 3	14,560
経常利益		3,710,344
特別利益		88
特別損失	※ 4	31,269
税引前中間純利益		3,679,163
法人税、住民税及び事業税		1,488,754
法人税等調整額		29,333
中間純利益		2,161,075

(3) 中間株主資本等変動計算書

	第24期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	200,000
当中間期変動額	
新株の発行	—
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	200,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	40,000
当中間期変動額	
利益準備金積立	10,000
当中間期変動額合計	10,000
当中間期末残高	50,000
その他の利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	8,229,800
当中間期変動額	
利益準備金積立	△10,000

剰余金の配当	△3,000,000
中間純利益	2,161,075
当中間期変動額合計	△848,925
当中間期末残高	7,380,876

利益剰余金合計

前期末合計	8,269,800
当中間期変動額	
剰余金の配当	△3,000,000
中間純利益	2,161,075
当中間期変動額合計	△838,925
当中間期末残高	7,430,876

株主資本合計

前期末合計	8,469,800
当中間期変動額	
剰余金の配当	△3,000,000
中間純利益	2,161,075
当中間期変動額合計	△838,925
当中間期末残高	7,630,876

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

前期末合計	2
当中間期変動額	
株主資本以外の金額の 当中間期変動額（純額）	△2
当中間期変動額合計	△2
当中間期末残高	—

評価・換算差額等合計

前期末合計	2
当中間期変動額	
株主資本以外の金額の 当中間期変動額（純額）	△2
当中間期変動額合計	△2
当中間期末残高	—

純資産合計

前期末合計	8,469,803
当中間期変動額	
剰余金の配当	△3,000,000
中間純利益	2,161,075
株主資本以外の金額の 当中間期変動額（純額）	△2
当中間期変動額合計	△838,927
当中間期末残高	7,630,876

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

区分	第24期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日
----	---

1. 資産の評価基準及び評価方法	(1)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法により償却しております。 (2)無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (2)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (4)退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を採用し、退職一時金制度について退職給付に係る当中間会計期間末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。 (5)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

区分	第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	126,979千円
※ 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

区分	第24期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日
※ 1 減価償却実施額	有形固定資産 27,456千円 無形固定資産 7,601千円
※ 2 営業外収益のうち主要なもの	受取利息 11,386千円
※ 3 営業外費用のうち主要なもの	支払手数料 11,191千円
※ 4 特別損失のうち主要なもの	固定資産除却損 30,153千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第24期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第23期事業年度末 株式数 (株)	第24期中間会計期間 増加株式数 (株)	第24期中間会計期間 減少株式数 (株)	第24期中間会計期間 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	3,750,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第24期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第24期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第24期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	
1株当たり純資産額	9,538,595円44銭
1株当たり中間純利益	2,701,344円99銭
中間損益計算書上の中間純利益	2,161,075千円
1株当たり中間純利益の算定 に用いられた普通株式にかかる中間純利益	2,161,075千円
差額	—
期中平均株式数	
普通株式	800株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。④および⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ ③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)事業譲渡または事業譲受

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

(3)訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 [※]	事業の内容
住友信託銀行株式会社	287,537百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成21年9月末日現在

<再信託受託会社の概要>

名称	資本金の額 [※]	事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成21年9月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額 [※]	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※平成21年9月末日現在

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額 [※]	事業の内容
----	--------------------	-------

ピクテ・アセット・マネジメント ・リミテッド	959,789英ポンド (122百万円)	英国籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付随する一切の業務を営んでいます。
---------------------------	-------------------------	--

※平成21年1月末日現在。英ポンドの円貨換算は、平成21年1月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=127.18円)によります。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3)投資顧問会社

委託会社より運用指図の権限の委託を受けてマザーファンドにおける公社債等の運用指図を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の最終的な株主はピクテ・アンド・シーのパートナーです。

第3【参考情報】

当特定期間において下記の書類を関東財務局長に提出しています。

平成20年6月20日提出 臨時報告書

平成20年9月12日提出 有価証券報告書

平成20年9月12日提出 有価証券届出書

平成20年9月19日提出 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年2月12日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・NSPB・エマージング・ソブリン・ファンド（3ヵ月分配型）の平成20年6月17日から平成20年12月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・NSPB・エマージング・ソブリン・ファンド（3ヵ月分配型）の平成20年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- （注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（23期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（24期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士 大畑 茂 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（23期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年7月30日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・NSPB・エマージング・ソブリン・ファンド（3ヵ月分配型）の平成19年12月18日から平成20年6月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・NSPB・エマージング・ソブリン・ファンド（3ヵ月分配型）の平成20年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- （注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（22期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 大畑 茂 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。